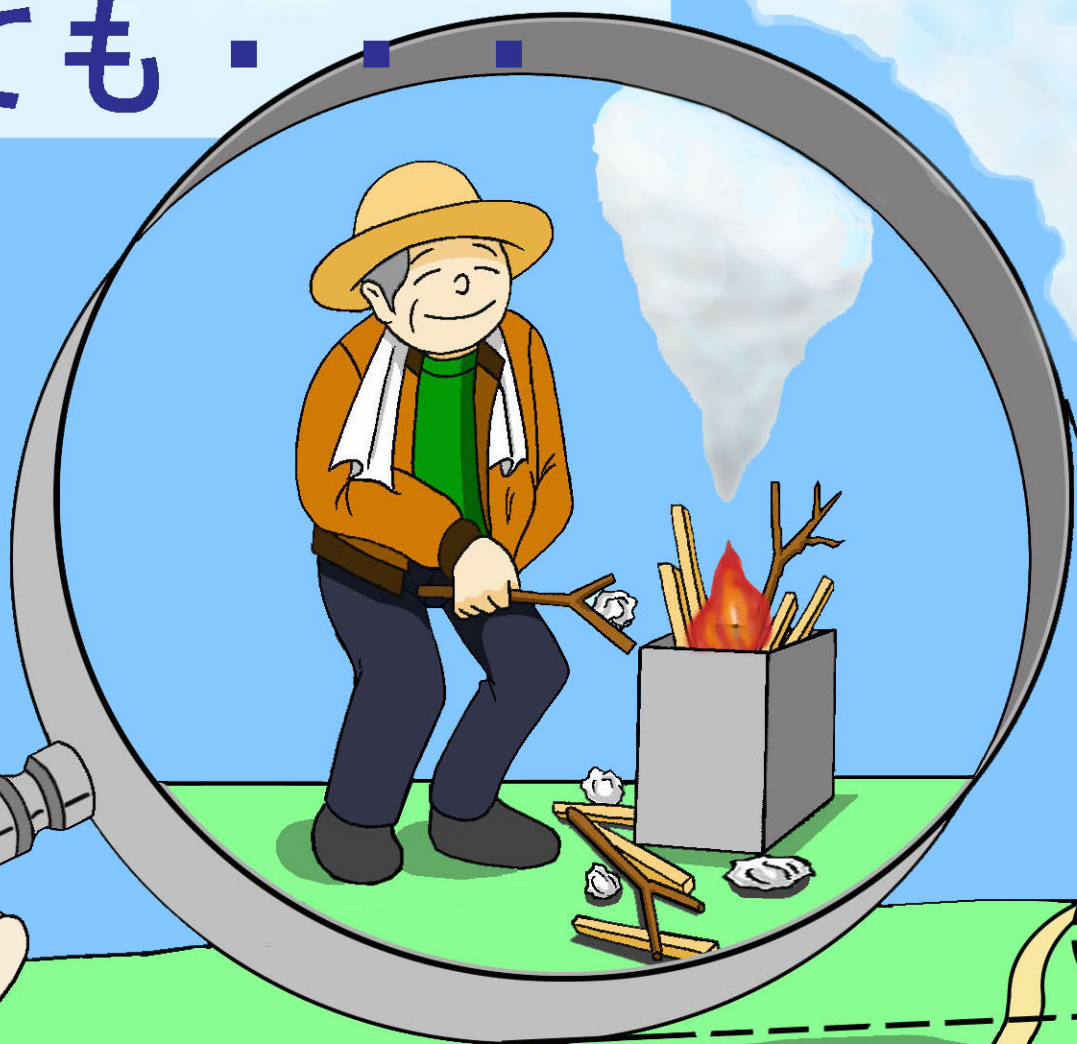


悪気はなくても



**野焼きは原則禁止です！**



1.ごみを屋外で燃やす行為（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「我孫子市環境条例」で禁止されています。ただし、農林漁業に必要な焼却、宗教、風俗慣習による行事の焼却や管理施設など、一部除外されるものがあります。

2.我孫子市は、市内全地域が悪臭防止法の臭気指数規制地域です。

**我孫子市**